

**国立国会図書館の発注する物品等の契約に係る指名停止等の取扱いについて**  
(平成26年6月30日 国図会1406251号)

物品の製造、物品の販売、役務の提供等又は物品の買受けの有資格者（衆議院議長の所掌に係る契約事務取扱規程（平成14年6月27日議長決定）第10条第2項の規定に基づき物品等の契約の競争に参加する資格を有する者をいう。）の指名停止等については、国立国会図書館の発注する工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年国図管第96号）を準用する。

附 則

本件は、平成26年7月1日から施行する。